

草津市運営推進会議の設置および運営にかかるガイドライン（案）

このガイドラインは、指定地域密着型サービス事業者に義務付けられている「運営推進会議」または「介護・医療連携推進会議」の設置および運営について、本市における方針を示すものです。各事業者においては、このガイドラインに沿うよう「運営推進会議」または「介護・医療連携推進会議」を設置するようお願いします。

1 運営推進会議の設置義務のある事業者

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②地域密着型通所介護
- ③認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護

ただし、併設により上記事業を運営する場合には、1つの運営推進会議の設置で足り、当該運営推進会議で両事業にかかる評価等を行なっても差し支えない。

2 運営推進会議の意義

事業者自らが運営推進会議に対して提供するサービスの内容等を明らかにすることにより、適正な事業運営に資するとともに、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保と向上を図ることを目的とし、運営推進会議は事業者からの活動状況等の報告を受け、それを評価し、必要な要望、助言等を行なう。

3 運営推進会議の名称

事業所名称を冠し、「〇〇〇運営推進会議」と称する。

4 運営推進会議の構成員

運営推進会議は、下記の者から構成するものとする。

- ・利用者または利用者の家族
- ・地域住民の代表者または当該サービスに知見を有する者
- ・市職員または地域包括支援センター職員

また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員児童委員、老人クラブの代表者等が、また、サービスについて知見を有する者とは、各事業者が定める協力医療機関等の医師、学識経験者、福祉事業関係者等がこれにあたるものとする。

なお、運営推進会議は5名以上の委員で構成することとし、委員の選出分野の偏重

を極力避けるものとし、構成員の選出分野の内、少なくとも2以上の分野から委員を選出しなければならない。

5 運営推進会議の運用基準

- ・会議は、原則として2カ月に1回の開催とする。
- ・会議は事業所の長が招集する。
- ・会議の進行は事業所にて行う。
- ・運営推進会議の委員は、運営推進会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後においても、また同様とする。
- ・運営推進会議の開催場所は、当該事業所等とする。
ただし、特別な事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合にはこの限りではない。
- ・事業所の職員は事務局として運営推進会議に参画し、運営推進会議への報告を行なうほか、運営推進会議からの評価、要望、助言等について記録を作成する。

6 運営推進会議の議事内容

- ・活動情報報告を作成し、それに基づいて運営状況（事故報告等を含む）について報告する。
- ・自己評価、外部評価、介護サービス情報の公表を実施した際には、概要を直近の運営推進会議で報告する。
- ・事業所等は運営状況について評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴くこととする。あわせて、当該事業所等と地域との連携・交流に関することや、その他個別課題に関することについて意見交換を行う。

7 関係機関等への報告および公表

運営推進会議の内容については、下記に従い報告および公表を行うこととする。

- ・運営推進会議終了後速やかに、市に運営推進会議開催報告書^{別紙1}または任意の様式による報告書を提出すること
- ・活動状況報告書等（任意様式）および運営推進会議開催報告書^{別紙1}または任意の様式による報告書を事業所の窓口に設置する等の手法により公表すること
- ・活動状況報告書等（任意様式）および運営推進会議開催報告書^{別紙1}または任意の様式による報告書を、その完結の日から5年間保存すること
- ・運営推進会議における報告資料については、利用者のプライバシー保護のため、利用者個人が特定される部分は削除するなど配慮すること

8 運営推進会議名簿の提出

市に対して運営推進会議委員名簿別紙2を提出すること。
また、委員に変更があった場合についても同様とする。

9 医療・介護連携推進会議の設置および運営について

上記2から8における規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設置する介護・医療連携推進会議について準用する。この場合において、2から8における「運営推進会議」とあるのは「介護・医療連携推進会議」と、5における「2カ月に1回」とあるのは「3カ月に1回」と読み替えて準用する。ただし、4に示す構成員については「地域の医療関係者」を加えた4分野から構成するものとする。

10 地域密着型通所介護および認知症対応型通所介護について

上記5における「2カ月に1回」とあるのは「6カ月に1回」と読み替えて準用する。

運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
参 加 者	議 題
利用者（家族）	名
地域住民の代表者	名
市職員	名
地域包括支援センター職員	名
事業所	名
会 議 録	

運 営 推 進 会 議 名 簿

事業所番号	
事業所名称	
担当・連絡先	

氏 名	構 成 区 分	職 名 等

※1 「構成区分」欄には、利用者および利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業について知見を有する者、市職員、地域包括支援センターの別を記入してください。

※2 「職名等」には、町内会の役員、民生委員児童委員、老人クラブ、医師、学識経験者、福祉事業関係者等を記入してください。